

交付日予約における留意事項

交付日予約における留意事項

障害の一部においては、身体障害者手帳の交付年月日を予約することにより、更生医療の給付開始日を実際の更生医療の開始日に合わせられるようにするため、下記の取扱いをしています。

記

1 交付日予約の取扱いとなる障害

- (1) 心臓機能障害のうち緊急医療（手術）が必要な場合
- (2) じん臓機能障害のうち尿毒症状が強く、直ちに人工透析（腹膜灌流を含む）を実施しなければならない場合
- (3) 免疫機能障害のうち緊急に更生医療の給付が必要と認められる場合

2 交付日予約取扱いの流れ

- (1) 実施機関（市町村）における身体障害者手帳の交付申請及び更生医療の申請受理（緊急時に電話等で連絡する場合も「手帳交付日の予約」をしたい旨及び給付対象者の氏名その他必要事項を確実に連絡させること）
- (2) 当該市町村主管課から障害者福祉推進課へ連絡
 - ア 実施市町村名
 - イ 障害の部位（新規交付・再交付の別を含む）
 - ウ 申請者氏名
 - エ 交付予約日
 - オ 更生医療の適用を伴うものであるかの確認等
- (3) 連絡の確認として、「予約番号」を障害者福祉推進課から入手
- (4) 交付日予約による手帳の申請（市町村→障害者福祉推進課）
※ 付箋等により、予約したことが分かるよう申請書に明記すること
- (5) 審査・認定、交付

3 交付予約日

- (1) 交付予約日は、市町村で手帳交付申請及び更生医療給付の申請を受理し障害者福祉推進課へ連絡した日、又は更生医療機関から実施機関（市町村）へ連絡があり実施機関が更生医療給付開始日を確認した上で障害者福祉推進課へ連絡した日とする。原則として、障害者福祉推進課へ連絡した日より前の日付での交付日予約は受付しない（業務時間外や休日等による連絡の遅れに関しては、この限りでない。）。
- (2) 原則として、身体障害者診断書・意見書及び更生医療要否意見書については、当該開始日の日付（＝交付予約日）で作成されたものとする。

4 その他留意事項

- (1) 交付日予約の制度は、緊急に更生医療の適用を受けなければ生命の危険性が高いことが想定される場合にその便宜を図るための運用であり、手帳交付申請の審査・認定は通常の申請と変わらない。（交付日予約による申請においても、診断書・意見書の内容等により認定されない場合もあるので留意すること。）
- (2) 心臓機能障害における交付日予約は、緊急手術について更生医療を適用する場合に認められる制度であり、手術によって障害の程度が変化する可能性がある場合は原則として有期認定となり、手術後一定期間の後に障害の再認定を受ける必要がある。（再認定の結果、障害程度等級に該当しなくなった場合は、身体障害者手帳の返還も可能である。）